



福島県鉄工機械工業協同組合
広報委員会

組合会報 24号 発行日平成 20年 12月 1日

福島県鉄工機械工業協同組合
理事長 藤橋進一郎



初冬の候、組合員の皆様に於かれましても大変厳しい環境の下で年末を迎える事に成るのではと予測をされて居られることと存じます。

さて、組合の現況でございますが、各委員会において大枠での年次予定計画に基づいて事業を進めております。

安全衛生委員会においては、新規加入致しました3社の訪問を実施し各社の安全衛生に関する取り組み方や社長様のお考えなどを聞かして頂きました。

また今年度の芋煮会は、親善委員会のお骨折りで11月9日に中ノ沢温泉郷のリゾートイン ぼなりで山々の紅葉を眺め露天風呂に入り芋煮を囲みお酒と御馳走を頂いて楽しいひと時を過ごして参りました。

組合運営の柱でもあります共同受注においては、県内外の受注の落ち込みが見られ不況和音の漂う中で、唯一取引先親企業の福島製作所様の受注拡大に助けられ、今までに無い組合への発注を頂いております。

しかしながら、世界の経済はアメリカのサブプライムローンに端を発し当面は長引く厳しい世界的恐慌の中で、生き残りを掛けた戦略と戦術が必要となって来るのではないのでしょうか！

先日福島大学において、いわき市に本社のある(株)ハニーズの社長（江尻 義久氏）のご講演と懇談会に出席して参りました。

その内容で印象的なお話は、スクラップandビルド、現在900店舗展開しながら止まることの無い新規開拓と、若者より先駆け感じ取るファッション感覚を備え、多くの人が同時に新鮮で良いと感じるものを商品企画の週次サイクルに載せる遣り方（月曜日はinformation system、火曜日はmarketing、水曜日はdesigning、木曜・金曜日に中国工場へ発注）でした。ここに業種こそ違いますが、スピーディーに且つ物流コストの低減を図りながら多額の利益を上げている話を聞いてきました。

そんな中11月20日には、中小企業団体中央会の全国大会が仙台で執り行われました。2200人規模での中小企業の声国会や厚生労働省に意見陳述を行った大会で、これらもまた地方においての経済効果には大なる物があると感じて参りました。

地方都市の活性化こそ、これからの社会構成において重要なファクターと成るのではないかと考えます。

今後、組合員の皆様の根強い御努力と御協力に期待いたします。

◆安全衛生委員会

委員長 伊藤 滋

11月7日 午後1時30分から巡回を開始。

組合員企業を実際に訪問し、当委員会の活動にご理解頂くと共に今後の活動の参考とするため、新規加入三社を訪問させて頂きました。

◇(株)コスモ・エンジニアリング

八巻社長、松崎工場長の御両名に対応いただきました。

「安全は仕事の基本」とし、全体朝礼時はもとより折あるごとに「ヒヤリ・ハット」の情報を会社全体で共有しており、その結果、昭和59年の会社創立以来「労災事故 0」を継続中との事です。



◇(有) 佐藤マシン製作所

佐藤社長に工場を案内していただきました。

工場内では、安全靴、安全帽の着用を徹底しており、従業員の各種資格（フォークリフトの運転資格等）取得を会社負担で積極的に行っているとの事です。



◇(有) 佐藤精機

佐藤社長の案内で、大きな安全標語の横断幕を掲げた工場を見学させていただきました。

取引先からも安全衛生に関する取り組みに関して質問、指導等もあり、現在4S活動推進中との事でした。



◆経営研究委員会

委員長 永澤 俊二

- ◇ 下請ガイドライン説明会が開催されました。
開催日時 平成20年10月29日午後3時～
開催場所 福島ビューホテル
出席者数 12名

講師 (社) 中小企業診断協会宮城県支部 組谷 穆 氏

「下請ガイドライン～下請適正取引について」

- ・下請取引に関するの悩み・相談
- ・発注企業の担当者への「下請適正取引」に関する教育が必要
- ・下請駆け込み寺の活用

※参考資料 4～7頁



「下請かけこみ寺」事業について

財団法人全国中小企業取引振興協会(以下、「全取協」といいます。)は、平成20年4月1日から、「下請かけこみ寺」事業を全国的規模で実施しています。

「下請かけこみ寺」事業は、

- ①全国の中小企業から寄せられた取引に関する様々な相談等に対して親身になって対応するとともに、
- ②紛争の早期解決に向けて裁判外紛争解決手続(ADR)の実施、
- ③「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発を通じて、「下請適正取引」の推進を行うものです。

実施体制は、全取協が「下請かけこみ寺本部」として、全ての事業の管理・運営を行い、47の各都道府県下請企業振興協会(以下、「都道府県協会」といいます。)は、地域の拠点として、中小企業の皆様方との接点となる役目を果たしています。

「下請かけこみ寺」事業は、中小企業庁からの委託事業です。

下請かけこみ寺
各都道府県下請企業振興協会



1

相談業務

47都道府県下請企業振興協会と、(財)全国中小企業取引振興協会の48ヶ所において親身になって取引問題に応じます。

2

ADR業務

全国各地で裁判外紛争解決手続(ADR)により簡易・迅速な紛争解決を進めます。

3

ガイドライン業務

全国各地において、下請適正取引等ガイドラインの説明会を開催し、下請適正取引等推進のためのガイドラインの普及啓発を行います。

「下請かけこみ寺」の業務

1 各種相談の対応

中小企業の皆様からの取引に関する様々なご相談に、中小企業の取引問題に関する専門家等が親身にお話を伺い、適切なアドバイス等を行います。

ご相談は、業種を問わず、中小企業の皆様からの「取引に関する紛争相談」であれば、まずは何でもお伺いします。

また、商工会議所、商工会、全国・都道府県中小企業団体中央会、中小機構等に寄せられた相談も取り次がれるよう連携しています。

相談内容の秘密遵守に関しましては、万全を期しておりますので、安心して、ご相談ください。相談費用は無料です。



2 裁判外紛争解決手続(ADR)

中小企業の皆様が抱える取引に係る紛争を迅速、簡便に解決するため、全国各地の弁護士が相談者の身近なところで調停手続(ADR)を行います。

中小企業の皆様が抱える取引に係る紛争を迅速、簡便に解決するため、全国各地で弁護士が調停人となり相談者の身近なところで調停手続(ADR)を行います。

具体的には、調停の申し立てがなされた場合、「下請かけこみ寺本部」と契約関係にある弁護士(全国で約180名)が、その弁護士事務所内等において、調停手続を行います。

下請かけこみ寺本部は、認証紛争解決事業者としての法務大臣の認証を取得しました。(かいけつサポート第11号)

(ADRのメリット)

- 紛争当事者間の和解の仲介を行います。
- 裁判と異なり非公開で行われ、当事者以外には秘密が守られます。
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所、時間等を定めることができます。
- 短期間で調停手続が進められます。(一般的には調停を開始してから、約3ヶ月程度で終了します。)
- ADRの費用は無料です。

3 下請適正取引ガイドラインの普及啓発

「下請適正取引等の推進のためのガイドライン(以下「下請適正取引ガイドライン」といいます。)」の普及啓発を図るための説明会を、中小企業団体中央会と連携しつつ、全国各地で開催いたします。

下請適正取引ガイドラインは、ベストプラクティス事例(望ましい取引の事例)や、下請代金支払遅延等防止法等で問題となり得る行為等を分かりやすく記載しています。

(※)：①素形材、②自動車、③産業機械・航空機等、④繊維、⑤情報通信機器、⑥情報サービス・ソフトウェア、⑦広告、⑧建設業、⑨トラック運送業、⑩建材・住宅設備産業の10業種においてガイドラインが策定されています。

(ベストプラクティスの事例)

- 原材料価格の高騰分を双方の協議によって適切に取引価格に反映した事例
- 共同での製品開発によって部品数を削減した事例
- 発注数量の変動に対してルールを取り決めた事例
- 配送費用の適切な負担を取り決めた事例

各業種毎のベストプラクティスをまとめた『下請適正取引等の推進のためのガイドライン』ベストプラクティス集(改訂版)』が作成・公表されていますのでご参照ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/080529shitauk_best.htm

親事業者の行ってはいけない11の禁止行為

以下の行為は全て「禁止行為」です

受領拒否

下請事業者に責任がないにも関わらず、発注した物品等を受領しないことです。発注の取消しや納期の延期も受領拒否になります。

今、倉庫が一杯なんだよ、来週の納品にしてくれる？



期日どおりに納品したんですけど～



下請代金の支払遅延

親事業者が発注した物品等の受取日から、60日以内で定められた支払期日までに親事業者が下請事業者に下請代金を支払わないことです。

納品して3ヶ月経っているけど、まだ検査が終わっていないので払えないよ。



払ってくれないと困りますよ～



下請代金の減額

下請事業者に責任がないにも関わらず、発注時に決めた下請代金を発注後に減額することです。協賛金、値引きなどの名目に関わらず、あらゆる減額行為が禁止されています。

今月厳しいからさ。値引きしてよ！



ちゃんと払ってくれないと困りますよ～



不当返品

下請事業者に責任がないにも関わらず、受領した物品等を返品することです。

お客さんからキャンセルが出ちゃってね～。いらなくなっちゃったよ。



困りますよ。注文どおりに作ったのに～



買ったたき

下請代金を決める際に、通常支払われる対価に比べて著しく低い価格を親事業者が一方的に定めることです。

来月から、全ての納品単価を20%カットしてくれ。でも、話し合う余地は一切ないからね。



そ、そんな無茶苦茶ですよ～



物の購入強制・役務の利用強制

正当な理由がないにも関わらず、親事業者が自社製品等の購入や、親事業者が指定するサービス等の利用を強制することです。

このイベントチケット買わないと、仕事を出さないぞ！



そんな物必要ないのに～。でも仕事もらえないと困るしな～



報復措置

下請事業者が親事業者の下請代金法の違反行為を所管官庁に知らせたことを理由として、親事業者が取引の停止や減額、その他不利益な取扱いをすることです。

なんで言いつけたんだよ。もう仕事はやらないぞ！



え～。そんな困りますよ～



有償支給原材料等の対価の早期決済

親事業者が有償で支給した原材料の代金を、下請事業者が原材料を用いて製造した物品等の代金よりも早く支払わせることです。

最近では、原材料費が高くてさ～すぐ支払ってくれる？



下請代金をもらっていないのに支払うのですか！



割引困難な手形の交付

下請代金の支払いに際して、一般的な金融機関で割引が困難な手形（例えば繊維業は90日超、その他の業種は120日超の長期手形など）を交付することです。

支払いはこれでね。



手形180日



こんな長いサイトの手形じゃ困りますよ～

不当な経済上の利益の提供要請

正当な理由がないにも関わらず、親事業者が自己のために下請事業者に対して、金銭・役務の提供をさせることです。

来週、人をこちらによこして、仕事手伝ってくれない？



そんな～。
うちだって忙しいのに～

不当な給付内容の変更、不当なやり直し

下請事業者に責任がないにも関わらず、親事業者が事後に発注内容を変更したり、やり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害することです。

仕上がりを見たんだけどさ～、やっぱりこのポスターを赤にしてくれない。でも、費用は負担できないから。



いまさら、そんなこと言われても困りますよ～

下請代金支払遅延等防止法の詳細についてはHPをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html>

参考 親事業者、下請事業者の定義

- ◆物品の製造委託・修理委託
- ◆情報成果物作成委託（プログラム作成に係るもの）
- ◆役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）

親事業者

資本金3億円超

資本金1千万円超3億円以下

下請事業者

資本金3億円以下（個人を含む）

資本金1千万円以下（個人を含む）

- ◆情報成果物作成委託（プログラム作成に係るものを除く）
- ◆役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く）

親事業者

資本金5千万円超

資本金1千万円超5千万円以下

下請事業者

資本金5千万円以下（個人を含む）

資本金1千万円以下（個人を含む）

参考 講習会の実施

下請取引に関する法令の内容を周知するため講習会を開催しています。

下請取引適正化推進講習会（毎年11月） 中小企業庁、公正取引委員会

下請取引改善講習会（通年） （財）全国中小企業取引振興協会

※実施会場については、下記問い合わせ先まで

【問い合わせ先】中小企業庁取引課 03-3501-1669(直)

(財)全国中小企業取引振興協会 03-5541-6688(直)

◆親善委員会

◇ 11月19日 芋煮会を盛大に開催致しました。

委員長 鈴木 巖

平成20年度の芋煮会を、中ノ沢温泉 リゾートイン・ぼなりにおいて開催いたしました。

天候に恵まれ、気持の良い晩秋の空気を感じながら温泉に入り、総勢24名で芋煮会を楽しみました。大鍋一杯の芋煮を食べ、ビンゴゲームでは数字の読み上げに和気藹々。お目当ての賞品をゲットしようとカードと向き合い、リーチがかかってもなかなか上がれなくてヤキモキする人、あっさり上がってしまう人、そのたびに歓声が響き楽しい時間をすごしました。



ゲームの続きは、柿の皮むき競争。

いかに早く長く剥けるかを競った結果、山川さんの早く・薄くて長い皮むきに感嘆と賞賛の拍手が起こりました。

最後に福引も行い、参加者全員お土産を持ち帰ることとなりました。お子様・お孫様達も初参加され、大いに盛り上がりました。



反省点は、集合時刻の設定を早くして、滞在時間を多く取れるようにすればもっとゆっくり出来たのではと思いました。次回も工夫を凝らした企画を致しますので、御参加頂きたくよろしくお願い致します。

あいにく都合が悪く参加出来なかった方々からは、沢山の賞品のご提供を賜り、今年度の芋煮会が盛会裡に閉じることが出来ました。ご協力に感謝いたします。

ありがとうございました。

組合員紹介

◆株式会社 コスモ・エンジニアリング

代表取締役 八巻 研一氏

1984年設立。産業機械(ロボット)の設計から製作、据付までトータルなサービスを提供。設計段階から機械加工・設計・電気のそれぞれの担当者が一体となって打ち合わせに参加し、効率良く、機敏な行動をもって、お客様へのビジネスの発展に寄与するソリューションを提供。

取材に応じていただいた社長さんは、若い人の意見も多く取り込んでくれるような、とても気さくな方で、時には従業員の方達と趣味の釣りに出掛けるそうです。オンとオフとの切り替えが上手な方ようです。

モットーを伺ったところ「常に新しい事へ挑戦する精神。一人一人個人が自由に行っていくことで、個人の能力を最大限に発揮してもらい、『ものづくり』が好きということが大切で、技術者として自分に恥じない仕事をしてもらうことが大事」とおっしゃっていました。

最後に、貴重なアドバイスもいただきました。

「技術者として常に相手の要求に対応する柔軟な精神、努力が必要。われわれは生産者であり技術者である。他の意見も取り入れ、やり方等の変革が大切」



◆今後の組合行事

12月2日 中央会 労働契約法セミナー
12月3日 山形大学工学部と市産業交流プラザとの技術交流会
12月17日 第6回理事会
12月20日 青年部会 忘年会
1月5日 福島市新春交歓会

福島ビューホテル
コラッセふくしま
ホテル福島グリーンパレス
なでしこ
ホテル福島グリーンパレス

◎組合事務局 年末・年始休業のお知らせ

平成20年12月30日～平成21年1月4日まで休業いたします。

◆青年部会 活動報告

8月29日	納涼会	蕎麦ダイニング杜
9月19日	定例会	組合2F会議室
10月14日～16日	AUTO CAD講習会	ポリテクセンター
10月21日～23日	AUTO CAD講習会	ポリテクセンター
10月31日～11月1日	JIMTOF見学会	東京ビックサイト
11月14日	定例会	組合2F会議室

中央会青年部活動報告

8月30～31	24時間テレビ共同事業	ビックパレット福島
9月4日	第6回理事会	コラッセ福島
10月15日	第7回理事会	郡山
11月14日	青年部全国講演会	神戸
11月19日	第8回理事会	コラッセ福島
11月22日	全日本フリースタイル スキーチーム応援の集い	福島エスパル

◆ J IMTOF(日本国際機械見本市)を見学して

青年部部会長 瓶子 修

今まで、個々に参加見学していた、2年に一度東京ビックサイトで開催されていた日本最大の工作機械見本市を、青年部事業として10月31～11月1日に10名の部会員の参加で見学して参りました。米国サブプライムローンの破綻に端を発した世界的景気減速が表面化してきた中で開催された今回の見本市でしたが、今までにない出展数で会場は熱気につつまれており、熱い商戦が繰り広げられておりました。多軸・複合・高速化をテーマにした機械が多く、目覚ましい工作機械の自動化、工作器具の進歩を見学し、今後は資本力の差が能力の差になってくるのかと感じながらも、まだまだ我々の培ってきた加工現場の創意工夫や単品付加価値のある「ものづくり」で対向する術があると感じた見本市でした。



◎ 青年部会では随時会員を募集しております。

48歳未満の代表者、及び後継者の方は、是非とも入会をご検討ください。
入会希望の方は組合事務局へお気軽にお問い合わせください。

福島県鉄工機械工業協同組合 URL <http://www.tekkou.or.jp> Email mail@tekkou.or.jp
〒960-8057 福島市笹木野字南中谷地21-4 TEL 024-558-8011 FAX 024-558-8013